

「中小企業活性化協議会（産業復興相談センター事業）実施基本要領」 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>中小企業<u>活性化</u>協議会（産業復興相談センター事業）実施基本要領</p> <p>(略)</p> <p>1. 事業の目的 (略)</p> <p>2. 産業復興相談センターの事業等</p> <p>(1) 受託法人は、相談センター事業を実施するため、産業復興相談センター（以下「相談センター」という。）の名称を使用し、中小企業再生支援協議会、窓口相談業務部門、再生計画策定支援業務部門、債権買取支援業務部門及び相談センター事務局を置く。</p> <p>また、相談センターは、必要に応じて設置される相談センター事務所（被災沿岸地域等における一次的相談窓口）、被災地商工会議所・商工会等と十分な連携を図ることとする。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>3. 産業復興相談センター</p>	<p>中小企業<u>再生支援</u>協議会<u>事業</u>（産業復興相談センター事業）実施基本要領</p> <p>(略)</p> <p>1. 事業の目的 (略)</p> <p>2. 産業復興相談センターの事業等</p> <p>(1) 受託法人は、相談センター事業を実施するため、産業復興相談センター（以下「相談センター」という。）の名称を使用し、中小企業再生支援協議会、窓口相談業務部門、再生計画策定支援業務部門、債権買取支援業務部門、<u>事業承継・引継ぎ支援センター</u>および相談センター事務局を置く。</p> <p>また、相談センターは、必要に応じて設置される相談センター事務所（被災沿岸地域等における一次的相談窓口）、被災地商工会議所・商工会等と十分な連携を図ることとする。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>3. 産業復興相談センター</p>

(1) 中小企業再生支援協議会

「中小企業活性化協議会実施基本要領 <第二章>中小企業活性化協議会事業 第1組織体制 2. 中小企業再生支援協議会」の規定を準用する。

ただし、以下のとおり取り扱う。

①～③ (略)

(2) (略)

(3) 再生計画策定支援業務部門

「中小企業活性化協議会実施基本要領 <第二章>中小企業活性化協議会事業 第1組織体制 3. 支援業務部門 (1) (2)」の規定を準用する。

ただし、以下のとおり取り扱う。

①～⑤ (略)

(4) (略)

4. 総合窓口相談

総合窓口相談の業務手順は、以下のとおりとし、迅速な対応を図ることとする。

(1) (略)

(2) 相談対応

① (略)

② 窓口相談等責任者は、必要に応じて簡易な財務面の調査分析等を実施し、相談企業の再生可能性(事業性)の見込み、再生計画の策定支援の可否

(1) 中小企業再生支援協議会

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 3. 中小企業再生支援協議会」の規定を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

①～③ (略)

(2) (略)

(3) 再生計画策定支援業務部門

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 4. 支援業務部門 (1) (2)」の規定を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

①～⑤ (略)

(4) (略)

4. 総合窓口相談

総合窓口相談の業務手順は、以下のとおりとし、迅速な対応を図ることとする。

(1) (略)

(2) 相談対応

① (略)

② 窓口相談等責任者は、必要に応じて簡易な財務面の調査分析等を実施し、相談企業の再生可能性(事業性)の見込み、再生計画の策定支援の可否

等)を確認し、課題の解決に向けた適切な助言等を行ったうえで、原則として、以下のとおり取り扱う。

(i) (略)

(ii) それ以外の企業

窓口相談等責任者は、再生計画策定統括責任者と相談のうえ、下記4.(3)(4)の対応を検討する。なお、相談企業について下記5.(2)(vii)又は下記6.(1)(ただし、⑥は除く。)の要件を満たさない等の理由により、再生可能性の見込みがあるものの上記(i)の対応ができない場合には、「中小企業活性化協議会実施基本要領 <第二章>中小企業活性化協議会事業」に基づいて認定支援機関に設置された支援業務部門に案件送付を行うことができる。

(3)～(5) (略)

## 5. 再生計画策定支援業務部門の業務手順

再生計画策定支援の業務手順は、以下のとおりとする。

(1) 窓口相談 (第一次対応)

「中小企業活性化協議会実施基本要領 <第二章>中小企業活性化協議会事業 第2事前相談・窓口相談 3. 窓口相談 (第一次対応)」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

(i)～(iii) (略)

等)を確認し、課題の解決に向けた適切な助言等を行ったうえで、原則として、以下のとおり取り扱う。

(i) (略)

(ii) それ以外の企業

窓口相談等責任者は、再生計画策定統括責任者と相談のうえ、下記4.(3)(4)の対応を検討する。なお、相談企業について下記5.(2)(vii)又は下記6.(1)(ただし、⑥は除く。)の要件を満たさない等の理由により、再生可能性の見込みがあるものの上記(i)の対応ができない場合には、中小企業再生支援協議会事業実施基本要領に基づいて認定支援機関に設置された支援業務部門に案件送付を行うことができる。

(3)～(5) (略)

## 5. 再生計画策定支援業務部門の業務手順

再生計画策定支援の業務手順は、以下のとおりとする。

(1) 窓口相談 (第一次対応)

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 5. 窓口相談 (第一次対応)」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

(i)～(iii) (略)

(2) 再生計画策定支援（第二次対応）

「中小企業活性化協議会実施基本要領 ＜第二章＞中小企業活性化協議会事業 第5再生支援」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

(i)～(v) (略)

(vi) 「中小企業活性化協議会実施基本要領 ＜第二章＞中小企業活性化協議会事業 第5再生支援 2. 具体的手続等」の再生計画策定支援の対象となる中小企業者その他の事業者については、次の要件を加える。

(ア)～(エ) (略)

(vii) 「中小企業活性化協議会実施基本要領 ＜第二章＞中小企業活性化協議会事業 第5再生支援 2. 具体的手続等」の再生計画案の内容については、債務超過解消年数、黒字転換年数、有利子負債の対キャッシュフロー比率、経営者責任及び株主責任について、東日本大震災により被害を受けた実情に即したものとすよう十分に配慮する。

(3) (略)

(4) 再生計画策定支援が完了した案件のフォローアップ

「中小企業活性化協議会実施基本要領 ＜第二章＞中小企業活性化協議会事業 第5再生支援 2. 具体的手続等」の再生計画策定支援が完了した案件のフォローアップを準用する。ただし、「支援業務部門」を「再生計画策定支援業務部門」と読み替える。

6. (略)

(2) 再生計画策定支援（第二次対応）

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6. 再生計画策定支援(第二次対応)」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

(i)～(v) (略)

(vi) 「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6. (1) 対象企業」については、次の要件を加える。

(ア)～(エ) (略)

(vii) 「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6. (5) 再生計画案の内容」については、債務超過解消年数、黒字転換年数、有利子負債の対キャッシュフロー比率、経営者責任及び株主責任について、東日本大震災により被害を受けた実情に即したものとすよう十分に配慮する。

(3) (略)

(4) 再生計画策定支援が完了した案件のフォローアップ

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 8. 再生計画策定支援が完了した案件のフォローアップ」を準用する。ただし、「支援業務部門」を「再生計画策定支援業務部門」と読み替える。

6. (略)

## 7. 公表

再生計画策定支援が完了した案件の公表手順は、「中小企業活性化協議会実施基本要領 ＜第二章＞中小企業活性化協議会事業 第5再生支援 2. 具体的手続等」のとおりとし、「認定支援機関」を「受託法人」と読み替える。

## 8. 守秘義務

(1) ～ (2) (略)

(3) 相談申込に係る申込書を相談企業から徴することとし、当該申込書において、本事業の遂行のために中小企業庁、経済産業局及び中小企業活性化全国本部(各認定支援機関における中小企業活性化協議会事業に対して助言等の支援業務等を行う全国的な組織。)に対しては相談内容及び支援内容を開示することの承諾を得ておくものとする。

(4) ～ (5) (略)

附 則 (平成24年10月10日)

附 則 (平成26年1月20日)

附 則 (平成30年7月13日)

附 則 (令和3年4月1日)

附 則 (令和4年4月1日)

(施行期日) (略)

## 7. 公表

再生計画策定支援が完了した案件の公表手順は、「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 7.」のとおりとし、「認定支援機関」を「受託法人」と読み替える。

## 8. 守秘義務

(1) ～ (2) (略)

(3) 相談申込に係る申込書を相談企業から徴することとし、当該申込書において、本事業の遂行のために中小企業庁、経済産業局及び中小企業再生支援全国本部(各認定支援機関における協議会事業に対して助言等の支援業務等を行う全国的な組織。)に対しては相談内容及び支援内容を開示することの承諾を得ておくものとする。

(4) ～ (5) (略)

附 則 (平成24年10月10日)

附 則 (平成26年1月20日)

附 則 (平成30年7月13日)

附 則 (令和3年4月1日)

(新設)

(施行期日) (略)